

## 国土審議会政策部会第4回集落課題検討委員会議事概要

### 1. 日時

平成21年11月5日(木) 15:00～17:00

### 2. 場所

東京都千代田区霞が関 中央合同庁舎4号館1階 全省庁共用108会議室

### 3. 出席委員(敬称略)

奥野委員長、井上、小田切、広瀬、深井、藤山、牧、山崎、山本

※ 講師として株式会社小田島建設代表取締役の小田島氏が出席。

### 4. 議事

#### (1) 開会

#### (2) 議事

管理放棄地に関する課題について

### 5. 議事及び主な発言内容

管理放棄地の現状と課題について、参考資料に基づき事務局からの説明と、小田島講師より資料3に基づき「(株)小田島建設 農業参入への取組」についての発表があり、意見交換が行われた。

意見交換での主な発言は以下のとおり。

- ・分収林は、木材価格の低下で利益が出ず、期限延長等が課題になっている。
- ・林業では、管理権限を委譲しても、森林組合に人手があるのかが課題である。
- ・中国地方では高齢化率と不在村地主の所有する林地面積の割合に正の相関がみられる。
- ・三次市では3年前から林業の信託経営に取り組んでいるが、まとまった面積を預かれるかどうかにかかっている。
- ・耕作放棄面積の38.6haは、農地性が残っているところの数値であり、これ以上に原野化したものがある。原野化したものについては所管が定まっていない。
- ・収益が見込まれる状況であれば管理される。農林業で生活できないと、そこに人が住まなくなるという悪循環となっている。
- ・林業経営の場合、昔は従業員を4～5人抱えていた規模でも、現在は家族経営でぎりぎりの採算となっている。それは、木材価格がピーク時の4分の1となっているためである。
- ・森林の場合、どんな森を目指すのかという目標林型が決まっていないので、何をもって放棄とみなすかが不明確である。目標林型は市町村の森林計画で決めるべきであるが、市町村には一般行政職員しかおらず、プロの判断が下せない。
- ・放っておけば森に戻るところも多いが、300～400年にもわたるような伝統的な植林地では、天然の植物の種子が発芽せず、放っても森に戻らない。地域によって問題が違ってくる。
- ・建設業の農業参入では、生産だけでは難しいと感じており、いずれは、加工や食農連携といったトータルな取組が必要と考えている。
- ・建設業の従事者は農家との兼業がほとんどであり、参入しやすい。

- ・根知地区では、将来的には地域の水田 160ha のうち半分から 3 分 2 まで、耕作を受け持つ可能性がある。これは現在、後継者のいない農家の水田である。
- ・販売面では減農薬・減化学肥料を謳って独自ブランドでも販売している。販路拡大するには、地域に来ていただくことが早いと考えており、交流にも積極的に取り組んでいる。
- ・独自販売は、グループ企業のスキー場、温泉の食堂への提供、インターネット販売、表参道にある新潟県のアンテナショップ（ネスパス）でのイベント販売、口コミによる直接販売を行っている。
- ・中山間地域等直接支払制度で集落協定の網が掛かることにより地域の合意が図られ、守るべき農地として、ある種の線引きが行われている。
- ・重層的な担い手の確保が重要であり、小田島建設は、最後の担い手として地域を支えている。
- ・根知地区では、農地利用調整委員会（愛称：田互作）の委員が、斡旋、振り分けを行っているが、地代調整は行っていない。
- ・農業は収支だけを見れば参入は難しいので、別の価値を見いだす必要がある。積雪地の建設業は冬から春にかけて仕事が少ないので、仕事がない時期に少しでも足しになればと考えている。また、農地の荒廃が進めば、公共投資の意義がなくなるという懸念もあって農業に参入している。
- ・成功要因は、地域コミュニティに溶け込んで進めていること、農協と独自販売ルートを確認していること、社員が農家であったことと普及指導員のサポートで高い技術力を有していたことと考えられる。
- ・高齢の農業者にとって、営農が継続できなくなったときに引き受けてもらえるという安心感は大きく、精神的なサポートの役割を果たしている。
- ・耕作している農地は在村地主の農地が多いが、不在地主の場合、これまでは地元に残っている親戚を通じて話があった。地域で住んだことのない次の世代になったときにどうなるかは心配である。
- ・規模を拡大する時には、人は増やさないと回っていかない。農業機械、施設に新たな投資が必要となる。
- ・小田島建設の取組は、農業経営の主体が、世帯から企業へ変化する可能性を内在している。農村に住む人はいないけれども働く人はいるという状況になるかもしれない。
- ・一企業がすべての農地を受け持つことはできない。多様な担い手がいて、重層的に支え合っていくことが必要である。
- ・多様な担い手として、例えば I ターンの方々が増えてきている。農業をやりたいが、農業のノウハウがなく、農家の資格がない人たちが担い手となるために支援が必要である。
- ・農業への新規参入の障壁として、①農地の障壁、②技術の障壁、③資金の障壁がある。農地の障壁では、農地法の緩和により大きな問題ではない。最大の問題は、資金の障壁である。技術の障壁では、普及制度改革、地方行革により、技術サポートが行き渡らなくなってきている。
- ・I ターン者は大きく分けて、専業農家になりたいという人と、農的暮らしがしたい人の 2 種類ある。小田島建設の取組は、就職したら農業と建設業の両方ができるというルートとなっている。
- ・I ターン農業参入で専業農家になりたい人は少ない。障壁には地域の障壁もある。従来は、行政が担っていたコーディネーター機能をつくっていく必要がある。

（速報のため、事後修正の可能性があります。）